

栃木県 PCB 含有塗膜調査業務（No. 2） 入札説明書

本説明書は、本件業務に関し、関係法令に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名
栃木県 PCB 含有塗膜調査業務（No. 2）
- (2) 委託業務内容
別途仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から令和 2（2020）年 8 月 21 日（金）まで
- (4) 履行場所
宇都宮市、真岡市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町
（調査対象施設 計 52 施設）

2 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県環境森林部廃棄物対策課（担当 阿部）電話 028-623-3098/FAX 028-623-3113
- (2) 補足資料の交付期間及び交付場所
調査対象箇所の地図や写真等については、入札公告 3（3）の間、(1)の場所において DVD で配布する。(1)の場所に来課できない事業者においては、別途、電話連絡すること。
- (3) 入札参加資格を有することの確認資料の提出
入札に参加しようとする者は、(別紙)「栃木県 PCB 含有塗膜調査業務に関する調書（No. 1～4 共通）」を令和 2（2020）年 4 月 3 日（金）（土曜日、日曜日を除く。）正午までに、(1)の場所に持参、郵送（必着の上、書留郵便に限る。）又は F A X により提出すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
令和 2（2020）年 4 月 6 日（月）午後 1 時 栃木県庁本館 10 階 会議室 5
- (5) 入札方法
1 の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 開札
入札者が提出する「栃木県 PCB 含有塗膜調査業務に関する調書（No. 1～4 共通）」の内容が、本書に示す内容等に適合すると認められるものであると判断した入札者の入札書のみを開札対象とする。

3 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否
要
- (6) その他
 - ア 最低制限価格の有無
無
 - イ 入札回数
1回目の入札が不調となった場合は、直ちに2回目の入札を行う。2回目も不調の場合は、最低入札価格提示者と直ちに見積合わせを行う。
 - ウ 代理人による入札
代理人をして入札を行わせるときは、委任状を提出すること。
 - エ その他
提出された書類は返還しないものとする。